

## 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 目的規定等における原子炉の廃止の明記

原子力規制委員会設置法の目的規定、原子力規制委員会の任務に関する規定及び原子力規制委員会の所掌事務に関する規定において、原子炉に関する規制について「原子炉の設置、運転、廃止等に関する規制」である旨を明記するものとする。 (第一条、第三条及び第四条第一項第二号関係)

### 第二 廃炉安全専門審査会の設置

- 一 原子力規制委員会に、廃炉安全専門審査会を置くものとする。 (第十三条第一項関係)
- 二 廃炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉の廃止に係る安全性に関する事項を調査審議するものとする。 (第十七条の二関係)
- 三 廃炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織するものとする。 (第十七条の三第一項関係)

### 第三 福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務

原子力規制委員会は、福島原子力発電所事故の教訓を踏まえ、その惨禍を二度と繰り返すことのないよ

う、福島原子力発電所事故の原因の究明に当たるとともに、福島原子力発電所事故に係る原子炉施設の管理、当該原子炉施設の廃止に向けた取組等に関する安全の確保を図り、及びできるだけ早期に当該原子炉施設の廃止の措置を完了させるため、最善の措置を積極的に講ずるものとする。

(附則第四条の二関係)

#### 第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

(改正法附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこと。